

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和6年10月22日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和6年10月22日（火）午後1時 3分 開会
午後2時42分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 村上英明 副委員長 光好博幸 委員 増永和起
委員 西谷知美 委員 塚本 崇
議長 水谷 毅 副議長 松本暁彦

1. 欠席委員

なし

1. 陳情の趣旨説明のため出席した者

新日本婦人の会摂津支部 安藤清美 同会 谷口治子 同会 大津恵子

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長 森口雅志
同局次長代理 香山叔彦 同局総括主査 仲野太朗

1. 案件

陳情者の趣旨説明について

令和6年第3回定例会審議日程及び議事日程について

議会手続き等のオンライン化について

(午後1時3分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、増永委員を指名します。

初めに、陳情者の趣旨説明についてです。

最初の陳情書は、性暴力救援センター・大阪SACHICOの存続と体制強化を求める意見書の採択を求める陳情書です。

まず、陳情者から趣旨説明をしていただきます。説明時間は10分以内で趣旨説明終了後、委員からの質疑をお受けします。その後、各会派へお持ち帰りいただき、次回の本委員会で協議してまいります。

それでは、趣旨説明について、よろしくお願いをいたします。

○陳情者 新日本婦人の会摂津支部です。10月11日に提出いたしました陳情書、性暴力救援センター・大阪SACHICOの存続と体制強化を求める意見書を求める陳情について、趣旨説明をいたします。

最初に、意見書で要請している項目の二つについて、読み上げさせていただきます。

1. 2025(令和7)年3月末をもって、阪南中央病院から退去を求められている性暴力救援センター・大阪SACHICOの活動拠点を大阪府の責任において速やかに確保し、運営に係る費用を保障すること、2. 公的病院を拠点とするワンストップ支援センターを設置すること、以上の2点です。

続きまして陳情書を読み上げさせていただきます。

性暴力救援センター・大阪SACHICOは、全国に先駆け、病院拠点型のワンストップ支援センターとして、2010年度から阪南中央病院内にて、性暴力被害者の支援を行ってまいりました。

受けてきた電話相談件数5万2,198件、来所延べ件数1万4,610件、診療及び支援した実人数3,722人と、大阪府下の性暴力被害者支援において、中心的な役割を果たしてきました。

このように必要不可欠な機関でありながら、国や大阪府からの補助金は運営費のごく一部でしかなく、運営は阪南中央病院の善意と寄附金で支えられてまいりました。

しかしながら、一民間医療機関では体制維持に限界があり、現在、大阪SACHICOは2025年3月末をめどに阪南中央病院から撤退せざるを得ない状況です。

性暴力の被害は増加しており、混乱と恐怖の中にある被害者を救済するために、大阪SACHICOをなくすわけにはいきません。その存続と体制強化を求め、意見書の上程を陳情いたします。

まず、この大阪SACHICOは皆様よく御存じかと思いますが、全国に先駆けて医療的支援、法的支援、心理的支援の全てがその場所へ行けば受けられる病院内にある病院拠点型のワンストップセンターとして2010年に開設されました。

その2年後の2012年には、内閣府が大阪SACHICOの協力で支援センターの手引きをつくり、その後2018年には全ての都道府県で支援センターができるという全国に先駆けた日本中の支援センターのモデルとなったところです。

大阪SACHICOでは、支援員が24時間365日待機をして、被害者の隣にあなたは悪くないと常に寄り添う体制を取っておられます。

この支援センターの役割は大きく言って三つです。

一つ目は、心と体に対する診断と治療。これは被害者の緊急避妊対策とか、妊娠し

た場合の対応、そして心のケアなど、そうした心と体のケア。

そして二つ目が、加害者対策、これは加害者を捕まえるための対策で、証拠の診断と採取です。これも非常に時間に制限のあるものになっています。

例えば、大阪SACHICOではマイナス80度の冷凍室を持っていて、そこには現在、500を超える検体が保管をされているとのこと。数年前の被害であっても、その被害事件の起こったところから証拠を提供してほしいという依頼もあり、非常にそういう意味でも大事な機関になっています。

そして3番目は被害者の状況、属性に応じて、男性の被害もありますので、婦人科だけではなく、精神科や外科医や小児科に紹介をする機能もあります。そのほかにも、弁護士やカウンセリング、そして児童相談所、警察などとの連携も大事な役割になっております。

こういう多面的なケアがとても必要です。被害者の救援は、ピルさえ与えておけばいいのではなくて、非常に多面的なケアが要求されるもので、大阪SACHICOはこの役割を14年間、すごく努力を積み重ねて果たしてこられた非常に重要な施設となっています。

ただ、これだけ重要な機関なので、大阪府や国の補助金が出て、それで成り立っているものと思っておりましたがけれども、大阪SACHICOは実はそうではなくて、病院の医師や看護師の過密労働、経費の持ち出しによって成立していたことが分かりました。

ピルが緊急的に必要になれば、病院が支払ったり、被害者に中絶費用の支払い能力がなければ、その費用を持ったりまで大阪

SACHICOはやってきた。その結果、今、大阪SACHICOは存続の危機になっております。

大阪府の性暴力は大阪府警の調べによると、残念ながら発生率が常に全国一です。なのに、府からの補助金は常に下位クラスである。非常にショッキングな事実がございます。

大阪SACHICOを存続させるためには、意見書の1番で求めているとおり、大阪府による場所と費用の保障が必要となります。

意見書の2番の病院拠点型でないと駄目だと先ほど申しました。心と体のケアで、ピルの経口は72時間以内、そして証拠の採取も72時間以内、非常に緊急な対応が必要です。すぐに混乱の中にある被害者が駆け込む場所としては、病院の中にある病院拠点型でないと、ワンストップにはならないので、ぜひ病院拠点型を求めたいと思います。

大阪SACHICOがモデルにしたのは韓国のワンストップセンターなんですけれど、そこは警察が常駐しているそうなんです。大阪SACHICOはあえて警察を常駐させないやり方をしています。

それはつまり、警察には行けない。事件にしたくない被害者が少なくないこと。実際、警察への相談件数よりも大阪SACHICOへの相談件数が上回っている事実もあります。

まさに、被害者が駆け込む最後のとりでという、すごく大切な機関だと思っています。内閣府の男女共同参画基本計画の成果目標でも、切れ目のない手厚い被害者支援の確立として、ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実がうたわれております。摂津市のウィズプランでも

同じように、被害者が抱え込まず、安心して相談できる体制を強化することが求められています。

このように、国や摂津市の方針とも、そして性被害者が増加の一途をたどっている日本の状況とも完全に合致している大阪SACHICOをこのままなくしてしまうわけにはいかない。

今、大阪SACHICOの発足で、全47都道府県にはそれぞれ支援センターがありますが、先駆けとなった大阪府がなくなってしまうと、唯一大阪府だけ支援センターがなくなってしまう状況になっています。

先ほども申しましたが、大阪府は全国で一番性暴力の発生率が高いところです。その救援センターがなくなることになると、えらいことだと思います。

現在、吹田市、貝塚市、河内長野市、枚方市、松原市でも、同様の意見書が採択されています。基本的人権を尊重する、憲法を守って人間を尊重する平和都市宣言のまち摂津市からも、性暴力救援センター・大阪SACHICOの存続と体制強化を求める意見書の採択をぜひ心から求めるものです。

どうぞよろしく願いいたします。

○村上英明委員長 趣旨説明が終わりました。何か質問があればお受けをいたします。

塚本委員。

○塚本崇委員 2点ほどお聞きしたいです。たしか大阪府庁内に大阪SACHICOの使ってる部屋があったような認識があるんですけど、そこは事務局だけなんですか。

2点目は、韓国の例を出されたんですけど、こういった性暴力に対する罰則強化で、

親告罪から非親告罪に変わったと思うんです。

加害者をちゃんと処罰するという強い意志の表れだと思うんですけど、その被害者は、警察沙汰にしたくない方がおられるから警察を常駐させないんでしょうか。

○村上英明委員長 説明をお願いします。

○陳情者 1点目の、大阪府庁内にあることは、私も伺っておりません。拠点は阪南中央病院ですので、府庁にあるものは私は存じ上げません。

韓国にはあるけれども、大阪SACHICOには置かない警察ですけれども、これはおっしゃるとおりです。被害者の中には顔見知りの人、例えば父親、先生、友人から被害を受ける人は、警察には絶対に行きたがらないと。事件にしたくないと。でも、自分の体がこんなことになったと、相談に訪れる人が多いことで、実際に大阪府下の警察に相談している件数よりも、大阪SACHICO、1か所に相談に訪れる被害者の数のほうが多いとの実数も出ています。

大阪SACHICOを創設された方は、その辺を考慮して、警察はあえて置かない配慮をされています。

○村上英明委員長 ほか、ございますでしょうか。いいですか。

増永委員。

○増永和起委員 私も大阪SACHICOの見学もさせていただいて、前責任者の加藤治子先生から具体的なお話を聞かせていただいたんです。先ほどお話にあったように、被害に遭った直後は、顔見知りのそういう人だから、警察沙汰にしたくないような場合もある。それだけではなくて、自分の受けた被害を誰にも話せない。それを話すことがすごく精神的にも追い詰められることにつながります。相談をしたい

けれども、警察ではどういう被害に遭ったのかを具体的に説明しないとイケない。被害者は多分想定できると思うので、もう一回、一体何があったか、繰り返しをさせられることを。このつらさがすごくあると聴いているんです。警察に行くのは、すごくハードルが高い。

しかし、自分の体が心配で、大阪SACHICOには相談をして、だんだん気持ちが収まってくる。一時的な何も考えられない状態から少し落ち着いてくると、自分の被害に対して、これはこのままにしてはイケない。犯人を捕まえてほしいという思いになる。そこまでの時間がかかなりあると私も聴いたんです。

だから、そういう気持ちの経過に寄り添って、犯人を捕まえてほしいときに証拠物がちゃんとあれば、後からでもそれが可能だと聞きました。なので、まず警察に行くことに被害者のハードルが高くなってしまふのを避けるためにしてはることもお聴きしたんで、その点そうなのか、一つ確認をしたいのと、それからやはり病院と、相談センターが全国で分かれてるところがあると思うんです。そういうのではなくて、ワンストップの病院拠点型についてこだわった意見書であると思うんですけれども、そこをもう少し病院拠点型でないと駄目なんですというところ、それから公的病院と言われているので、その公的病院についても、何か思いがあれば言っていただきたいと思います。

どんな方が被害者として相談に見えられるのか、先ほど男性もいますとお話もありましたけれども、例えば障害があるとか、自分自身で被害が訴えられないケースもあると思うんです。そういう場合でも寄り添った対応をされているとお聞きしまし

たので、まず事件として扱うということではなくて、被害者に心身ともに寄り添ったそういう対応を大阪SACHICOとしてやっておられると思います。そういう公的な病院であること、病院拠点でないと駄目だとおっしゃること、そしてその被害者が、私がお話を聴いた中では、障害のおありの方とか幼児、それから高齢者、認知症のある方なんか被害者として寄り添った対応をされたみたいなのも聞いたんですが、何かそういうところで、ありましたら教えていただきたいと思います。

○村上英明委員長 大きく3点の質問について、説明をお願いします。

○陳情者 ありがとうございます。

時間をかけてというお話でした。それは確かにそうできて、診療は一度で終わるわけではなくて、例えば性病の検査などでは、期間が一定かかりますので、何度も来院をして検査をするであるとか、ここは24時間365日もう休みなく開所をされていますので、支援員が常に隣に付き添って、あなたは悪くないという声かけとともに、寄り添うケアを重ねておられます。

なので、そういう心理的なものがほぐれるとともに、心のケアがなされていくと伺っております。

そして、公的な病院にこだわることについて。まず、病院の拠点型ですけれども、先ほども申しましたけれども、ケアは時間との勝負であって、被害にあって72時間以内に緊急避妊ピルを投与しなければいけない。そして、何でもかんでもピルを与えればいいわけではなくて、ピルが必要かどうかの判断も必要です。逆にピルを与えなくてもよい場合もあると聞いていますし、先ほども申しました証拠の採取も72時間以内の時間の制限があります。

加えて、被害に遭われた方は動揺がありますので、1か所で止まらないと駄目なんです。

実際、連携型で、あそこへ行ってと言われた被害者が実際に行くかというところ、行っていないこともあると聞いています。なので、ワンストップで病院内で全てが解決できる施設が必要と思います。

大阪SACHICOはそういう心のケア、体のケアに加えて、必要であれば、家庭児童相談所との協議、学校との協議まで手を広げて取り組んでいただいています。

公的で言うと、民間病院でここまで14年間ずっと頑張ってきていただけたけれども、もう明らかに通常の病院の勤務の合間を縫って、大阪SACHICOの業務も親身にやっていただいた、経費も持ってきた。それはもう民間病院ではとても賄い切れない。これは被害者の人権の問題ですから、これは、公的な責任でぜひやっていただきたい。公的な総合病院で、拠点として新たに救済センターを設置してほしいと考えています。

そして、どういう方がというお問い合わせです。例えば発達障害があって、自分でうまく表現できない。そういう被害に遭われた時点でうまく説明できないんです。加えて発達障害があってうまく言葉が出ない方にも、この支援員はずっと寄り添って、急かさないうそなんです。あくまでも、その被害者に選択させることを繰り返すことで、だんだんに緊張がほぐれて、発達障害で口が重い方もぽつぽつと話し出してくれたとか、本当に小さなお子さんで、普通の小児科の先生で子供を見るとき、性器まで見ないけれども、その性器の中に異物が入っていることがすごく多いと聞いています。それぐらい小さいお子さんも被害に遭っておられ

る件数が多いと、私自身もすごくショックを受けています。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 大変詳しくありがとうございました。

先日、毎日新聞の報道でこの大阪SACHICOのことが取り上げられてたんですけども、実は今年度いっぱいと言われてはいますけれども、もう既に大阪SACHICOの中では、医療的なケアができなくなってしまっていると。連携病院が幾つかあるけれども、そこで受けてくださいと相談を受けてもそちらへ振る形をしている。けれども、今まで大阪SACHICOが受けてきた、ここにも書いてあるたくさんの件数が、医療連携のところへ送ったからといってそこへ行ってるとか、そこできちっとケアされてるとかどうかは、やはりそこまでいってないを書いてあったのがすごく衝撃的で、実はもう既に大阪SACHICOの機能が奪われてしまっているという現状が今あると思うんです。

本当にこれは待たなして、来年度になってからとか、そんな話ではないと。もう本当に今すぐそれに代わるものを、ワンストップじゃなくなってしまっている現状で、たくさんの女性たちがケアの手からこぼれ落ちているのが、その記事を読んで分かってすごく胸の痛む思いをしたんです。これは早急に動いていかなあかん問題だと私も認識をしたところです。ありがとうございます。

○村上英明委員長 ほか。

西谷委員。

○西谷知美委員 詳しい説明ありがとうございます。

私も超党派の女性議員でこの件については動いておりまして、9月20日に見学

にも行かせていただきました。その中で先ほど増永委員の質問にもあったんですけれども、私も衝撃を受けたのが、全被害者の中の約9%が9歳以下というところもあります。先ほど説明にもあったと思うんですけれども、専門的な対応が必要だということも大きいです。その中でも今、増永委員もおっしゃったみたいに2023年度、つまり去年から医療的ケアがもうなされてない、阪南中央病院ではもう協力できないと言われて、去年から実質できていない状況というのは聴いてるので、3月に向けてじゃなく、今すぐにでも体制維持が必要な状況との認識です。

1点質問なんですけれども、現状は大阪府単体が補助を出してるんじゃないくて、国からも幾らか下りてると思うんですけれども、国に対して何か求められるといったアクションをされるとか要望というのはあるかどうか質問させていただきたいと思います。

○村上英明委員長 説明をお願いします。

○陳情者 相談件数の話を先にさせていただきたいんですけれども、意見書の中にありますこの相談件数は、2010年の開所から2024年の3月までの数になっています。2024年の4月以降はゼロになっています。

増永委員がおっしゃいましたように、ほかの提携医院を紹介しても、そこに行ったことがないと聞いております。

そして、国とのお話ですけれども、大阪府から下りている補助金と同額が国から出る。2分の1ずつの補助と聞いています。つまり、大阪府がたくさん補助金を出してくれたら、国からもたくさん補助金が出るはずなのに、それをなぜやっただけないかということなんです。発生率がこれだ

け高い大阪府でありながら、少ないということはすごく大きな問題と思っています。

求めているのは、公立のものです。全国でそんなにたくさんはないんですけれども、沖縄県の一番大きな病院で、公立で全て賄っている現実もあります。そういう姿勢が非常に大切なんじゃないかと思っています。公的な病院で公的な責任として取り組んでいただきたいと思っています。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 回答ありがとうございます。

大阪府議会でもこの大阪SACHICO、かなり議論されてて、大阪府知事も前向きな検討はしていきたいと回答はされていたんですけれども、その具体的なことがまだ全くなく、なくすわけにはいかないといった言葉は出てるんです。けれどもその大阪SACHICOが考える必要な支援を全て対応してもらえるかどうかは分からないので、ぜひ各地から意見書を出すことで要望をかなえたい。1点、これも付け加えないといけないと思うんです。創始者の加藤治子先生がもうかなり御高齢でいらっしゃる、次世代の育成という部分も加えた本当にずっと存続できる専門の施設ということも考えて対応していただきたいと思っております。

以上です。

○村上英明委員長 ほか、よろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、以上で質問を終わります。

次の陳情書であります。2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業の在り方の再検討を求める意見書の採択を求める陳情についてであります。

それでは、趣旨説明につきまして、10

分以内の時間でありますが、お願いしたい
と思います。

それでは、よろしく願います。

○陳情者 ありがとうございます。新日本
婦人の会摂津支部です。

まず、意見書で強く求めたいことがあり
ます。

大阪府、大阪府教育庁に対し、2025
年日本国際博覧会児童・生徒招待事業は、
中止を含めて再検討し、実施する場合は、
課題の解決に最大限取り組んで児童・生徒
の安全を確保し、引率する教員等の負担軽
減を図った上で、各学校の参加・不参加の
決定を尊重することを強く要望します。

陳情書を読み上げさせていただきます。

大阪府教育庁は、府内の小学校、中学校、
高等学校及び支援学校の児童・生徒を対象
に、2025年大阪・関西万博への学校単
位での無料招待を行う2025年日本国
際博覧会児童・生徒招待事業を進めていま
す。

万博会場はメタンガスの爆発の危険が
あることをはじめ、多くの課題を抱えてい
ますが、開催まで1年を切ってもなお、そ
の解決に向けての責任ある回答は得られ
ないままです。児童・生徒の安全確保とい
う課題が解決されない点は看過ができず、
また見学できるパビリオンや下見の時期
が未定という状況で、果たしていのち輝く
未来社会のデザインというテーマに即し
た見学ができるのかどうか、その教育的意
義を明確にすることができません。

同事業は、市として全学校で不参加を表
明している市もあり、教職員組合から中止
を求める申入れも行われています。このま
までは児童・生徒の安全を確保できず、引
率する教員等の負担もあまりにも大きい
です。

以上の点から、2025年日本国際博覧
会児童・生徒招待事業の在り方の再検討を
求め、意見書の採択を陳情します。

ここで大きく伝えたいことは、遠足の下
見について、万博が開催されてからの4月
13日以降とされています。4月といえば
学校ではクラス替えがあり、新しいクラス
で先生たちもお忙しい中、遠足の下見を考
えなければいけない点もあります。

また、遠足と一言で言いますが、下見
は何回もして、大体2か月から3か月余裕
を持って行うと言われていています。バスから
入場ゲートまで、どこに日陰があるんだろ
うか、どういう動線で行けばいいのदार
うか。またトイレ一つを取りましても、広さ、
また車椅子の生徒たちがいれば、その介助
者が入れるのかどうかもあると思います。
下見ができないと保護者にも説明ができ
ません。

そんな中でヒアリがいるとか、ガス爆発
があるとかいう危険もたくさんあります。
危険回避の努力や説明もないまま、学校側
が選択をしなければならぬ現状があり
ます。教員の負担があまりにも大き過ぎま
す。行かない選択肢を入れた上での再検討
をお願いいたします。

以上です。

○村上英明委員長 趣旨説明が終わりま
した。

何か質問があれば、お受けいたします。
増永委員。

○増永和起委員 いろんな問題が山積み
になっていることは、報道などでも出てき
ていると思います。今、行かない選択肢も
含めた再検討でありましたけれども、行か
ないとは、この招待事業そのものをやめる
ことも含めてなのか、それともそれぞれの
学校とかが独自に行きませんということ

なのか。この前何かアンケートを教育委員会が取りはったときは、行かない選択肢のないアンケートを取られて、検討中か、できますかどっちか、そういう話を聞いてるんですけれども、そこのところについて教えていただきたいのが一つです。

それからメタンガスが今でも噴出しているとかそういう表示をするという対応になってるのかと私なんか思うんです。また、非常に暑くて、子供たちが熱中症になったら一体どんな対策をしてもらえらんだらうとか、地震とか、いろんなこと、地震までいなくてもゲリラ豪雨とか、そういうことは十分あり得ると思うんです。そんなときにどうなるんだらうと非常に不安な思いも持ってるんです。

もし何かあったときの責任は、例えば学校で遠足に行ったら保険みたいなものはもちろん入っているんだらうけれども、そんなぐらいのことしかないのか、分かっている範囲で結構です。教えていただけたらと思います。

○村上英明委員長 暫時休憩します。

(午後 1 時 4 0 分 休憩)

(午後 1 時 4 1 分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

説明をお願いします。

○陳情者 最初の質問の中止は、市として検討していただきたいのと、また各学校によって参加・不参加、各学校の意見を尊重してほしいということです。

○村上英明委員長 2点目のこの安全面、熱中症対策についての責任のことです。安全面のことについての御質問なんです、分かる範囲で。

暫時休憩します。

(午後 1 時 4 2 分 休憩)

(午後 1 時 4 4 分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

説明をお願いします。

○陳情者 先ほどの団体保険は、私たちもあんまり詳しく分かりません。でも団体保険を言う前に、子供の安全が本当に保障されるのかが一番なんです。

特に私は、先ほどヒアリの問題も出たんですけど、夢洲自体がごみの集積場です。大阪のごみの最終処分場自体が、もうなくなって、次を探す状態の中で、あの夢洲を埋め立ててるわけです。私はメタンガスの爆発はたまたま起こったんじゃないかって、絶対開催中にも起こるだらうし、起きたときに、例えば火を使う、たばこを吸うなどは絶対にある中ですよ。ごい被害が出るのではないかと。そういう心配を保護者の皆さんもされていると思います。もちろん地震の問題もあります。埋め立てて造られた島ですから。もちろんヒアリの問題もあるし、熱中症の問題もあって、これだけ危険なものが備わっている中で、子どもたちを強制的に遠足に連れていくのには反対です。

今さっき言われた個々にという判断ですけど、摂津市として方針を出してほしいというのが私たちの思いです。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 ありがとうございます。

この事業そのものの中止もひとつ求めている。もしこれでもう絶対大丈夫ですというものが出されたとしても、参加・不参加はきちんと判断をしてくださいということなんでしょう。

現状では非常に不安だから招待事業の見直しには、招待事業をやめますということも含めた形と理解をしました。

安全対策等について、もし事業をするのであればきちっとやらないといけないこ

とは前提だと思います。

本会議でも教育長からもそういうことは前提だと、そういうきちっと安全面が保障されないところに子どもたちを連れていくのはあり得ないと思います。

しかし、今いろいろと問題が出されている中で、そこへ連れてってどうなるんだということもお答えがなく、分からない状態です。そういうことに対して、どこが責任を持つのか。学校は学校として遠足に連れて行った責任だけど、じゃあ学校の責任でいいのか明らかにされていないのが今じゃないのかと思っています。非常に問題を抱えたまま突き進んでいいのかについての意見書だと思いますので、中身について分かりました。ありがとうございます。

○村上英明委員長 ほか、ございますでしょうか。

塚本委員。

○塚本崇委員 三つございます。

一つ目です。メタンガスの問題です。メタンガスについては、日本国際博覧会協会がガスメーター等強制換気の対策を行う方向性が既に示されていると思うんですが、それに対してまだ不十分だと思っておられるのかってところが1点です。

それから二つ目です。そのほかの問題でおっしゃってましたけども、熱中症とかトイレとかそういうところは、遠足や修学旅行で東京ディズニーランドやUSJに行くことと何が違うのかが僕には区別がつかない。これが二つ目です。

三つ目、いのち輝く未来社会のデザインというテーマに即した教育的意義なんですけども、40年前につくば万博がありました。それは未来の通信技術に関する万博でした。今、皆さんどうですか。通信技術を使って生活してますよね。それが結果だ

と思います。

なので、今ここで社会的とか教育的意義を議論するのは、もう全く無意味だと思ってます。これは意見です。

3点、以上です。

○村上英明委員長 暫時休憩します。

(午後1時49分 休憩)

(午後1時51分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

説明をお願いします。

○陳情者 メタンガスに関しては、今、大きな扇風機をつける、ガス管つけるというお話があると思うんです。全面禁煙と言われてるんですけども、それを外国の方にしっかりと提言できるのかと。

もし、それをちゃんとできてなくて、青空喫煙みたいな感じで火をつけてしまったらそこでガス爆発が起こってしまう可能性もなきにしもあらずだと思うので、その辺の徹底という点で考えれば不十分ではないかと思っています。

その次の点、ディズニーランドとかと何か違うのかなんですけれども、ディズニーランド等の施設となりますと、今すぐにでも下見に行けます。今までの蓄積された分もあると思うんです。

それと、期間限定である4月13日以降からでしか万博会場の下見ができないことを考えますと、そのために先生たちは時間を割いて、下見に行きます、説明します。また保護者から質問があつてまた下見に行かなければならない。何回も何回も繰り返してる間に、もしかするとその事業が終わってしまっているかもしれないことを考えると、これは、もう再検討が必要なのではないかと思っております。

以上です。

○村上英明委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 おっしゃっている趣旨は理解いたしましたので、そこはまた持ち帰って検討します。

○村上英明委員長 ほか、よろしいですか。西谷委員。

○西谷知美委員 意見書のタイトルで、在り方の再検討を求めるということで、万博の遠足については一般質問させていただきまして、教育長の答弁は、安全面がしっかり確保できたら行きますというものでした。工事中でいろいろ問題が起こる中で安全が確保できたらという回答をされていると思います。

その中で、最近問題になったのは、遠足を取りやめた場合は下見に行った入場料とかを支給しないのが話題になってきたとも思います。

遠足を実施した場合、下見に行った入場料も確保されます。その中で安全が確保できないので、断るとするのは、摂津市としてはそういう方向にあるという私は認識なんですけれども、それできちんと下見に行って安全と回答をした場合はもう納得されるということではないでしょうか。

○村上英明委員長 説明をお願いします。

○陳情者 このタイトルのことをおっしゃったと思うんですけれども、この事業の在り方の再検討を求める意見書となっております。

これは教育長、大阪府下の教育長会から日本国際博覧会協会に対して様々な質問書や要望書が出されたと聞いています。それに対して、つまり教育長、学校側としては様々な不安や心配があるということです。

それに対して明確な回答がいまだ得られていないのではないかと。それを解消するために、7月に下見の機会をつくったよ

うではありますが、全くそれについての進展がない。先生方、教育長たちの心配が払拭されていない状況が続いている。

この在り方を再検討してほしい、様々な心配に対する回答がなされていない、不安がある、このまま子供たちを万博に連れていくことに対して、大きな不安を感じているのです。

なので、まずやっていただきたいことは、その不安を解消する対策、こういうことをしていますと回答が欲しい。それがまずあります。

もし、回答が得られないのであれば、この事業の中止を含めて、在り方を再検討していただきたい。そういう趣旨の意見書です。

もう一つ、その在り方を検討するとともに、学校の参加・不参加と言うのは、学校の意味を尊重してほしいです。

下見をした上で、安全が確保できないから、うちは不参加ですとなった場合に、下見の入場料を徴収する話も出ました。それはいかがなものかと。

学校が判断をするために下見をするわけじゃないですか。その結果、参加できないとなったら、当初は下見の場合の入場料は取らないと言っていたものを、参加のところは取らないけど不参加のところは取るというのは、ペナルティを感じてしまう。

なので、きちんと参加・不参加は学校の意味を尊重していただきたいことも併せて求めています。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 今、そのタイトルのところの確認を取りたかったので、うまく説明していただきました。今の説明を聞いた上で、会派に持ち帰って検討させていただきたいと思います。

以上です。

○村上英明委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○村上英明委員長 以上で質問を終わります。

先ほど冒頭で申し上げさせていただいたとおり、今の質疑も含めて、各会派へお持ち帰りいただき、次回の本委員会で協議してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

(午後2時3分 休憩)

(午後2時5分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

嶋野市長。

○嶋野市長 こんにちは。

本日は大変にお忙しい中、議会運営委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

来る10月25日から開会されます令和6年第3回摂津市議会定例会におきまして、報告案件6件、認定案件8件、予算案件3件、人事案件3件、条例案件3件、その他の案件3件の合計26件の議案提出を予定しております。

それぞれの案件の概要につきましては、この後、総務部長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

冒頭の御挨拶とさせていただきます。

○村上英明委員長 挨拶が終わりました。

それでは、第3回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○石原総務部長 それでは、令和6年第3回市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず初めに、報告第6号は、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件でございます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、各健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告するものでございます。

令和5年度決算に基づく各比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、共に黒字であるため、バー表示としております。

次に、実質公債費比率はマイナス0.4%、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担を上回ったため、バー表示としており、全ての比率は、早期健全化基準を下回っております。

また、水道事業会計及び下水道事業会計では、資金不足は発生しておりません。

次に、報告第7号、令和6年度摂津市一般会計補正予算(第3号)専決処分報告の件でございます。

本件は、補正予算(第1号)で計上しました物価高騰支援給付金事業に関わる経費について、調整給付金対象者が想定より増える見込みとなったため、歳入歳出それぞれ1億7,172万2,000円を追加する補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により7月30日に専決処分をいたしたものでございます。

その主な内容は、歳入では国庫支出金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億7,700万円を計上するほか、補正財源の調整として、財政調整基金繰入金を減額補正いたしております。

歳出では物価高騰支援給付金1億7,100万円、通信運搬費48万2,000円、手数料24万円を計上いたしております。

次に、報告第8号は、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございます。

本件は、学童保育中における児童負傷事故に関わる損害賠償で、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしたものでございます。

事故の発生状況につきましては、令和3年4月5日月曜日午後2時30分頃、味舌小学校運動場の鉄棒において、当時小学1年生児童が学童保育室補助指導員の付添いの下、逆上がりの練習を行っていた際、当該児童が鉄棒から落下し、右眉の上に幅約4センチ、深さ1センチの裂傷を負ったものでございます。

損害賠償の相手につきましては、摂津市在住の者でございます。また、損害賠償の額は26万1,836円で、全額、全国市長会から補填されたものでございます。

なお、8月5日に専決処分し、示談が成立いたしましたので、本定例会に専決処分の報告をさせていただくものでございます。

次に、報告第9号は、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございます。

本件は、学童保育中における眼鏡破損事故に関わる損害賠償で、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしたものでございます。

事故の発生状況につきましては、令和6年3月14日木曜日午後4時50分頃、別府小学校運動場において、当時小学2年生児童が学童保育室補助指導員とボール遊びを行っていた際、当該補助指導員の投げたボールが児童の顔面に当たり、当該児童の眼鏡を破損させたものでございます。

損害賠償の相手方につきましては、摂津市在住の者でございます。また、損害賠償の額は、9,050円で全額、全国市長会

から補填されたものでございます。

なお、8月23日に専決処分し、示談が成立いたしましたので、本定例会に専決処分の報告をさせていただくものでございます。

次に、報告第10号は、令和6年度摂津市一般会計補正予算（第4号）専決処分報告の件でございます。

本件は、大阪府議会議員が辞職されたことに伴い欠員が生じたため、府議会議員補欠選挙事務に係る経費につきまして、歳入歳出それぞれ1,955万3,000円を追加する補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、8月29日に専決処分をいたしたものでございます。

その内容は、歳入では府支出金で、府議会議員補欠選挙費委託金1,955万3,000円を計上いたしております。歳出では、府議会議員補欠選挙費事務費に係る経費を計上いたしております。

次に、報告第11号は、令和6年度摂津市一般会計補正予算（第5号）専決処分報告の件でございます。

本件は、令和6年10月9日の衆議院解散に伴い、10月27日に投開票が行われる衆議院議員総選挙事務に係る経費につきまして、歳入歳出それぞれ3,602万4,000円を追加する補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、10月3日に専決処分をいたしたものでございます。

その主な内容は、歳入では国庫支出金で衆議院議員総選挙費委託金3,602万4,000円を計上いたしております。歳出では衆議院議員総選挙事務に係る経費を計上いたしております。

続きまして、認定第1号から認定第8号までは、令和5年度摂津市一般会計歳入歳

出決算認定の件、その他事業会計及び特別会計決算認定の件でございます。

お手元に配付させていただいております令和5年度各会計決算一覧表に基づき御説明をさせていただきます。

まず、認定第1号、令和5年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額458億7,176万1,144円、歳出決算額448億590万7,075円で、歳入歳出差引額は、10億6,585万4,069円、翌年度へ繰り越すべき財源が4億6,704万6,000円で、実質収支額は5億9,880万8,069円の黒字となっております。

次に、認定第2号、令和5年度摂津市水道事業会計決算認定の件でございます。

収益的収入及び支出でございますが、収入額20億9,734万8,374円、支出額19億1,639万1,911円で、差引額は1億8,095万6,463円の黒字となっております。

資本的収入及び支出では、収入額5億5,550万円、支出額12億5,722万1,577円で、差引額は7億172万1,577円の収支不足となっておりますが、損益勘定留保資金等で補填されております。

次に、認定第3号、令和5年度摂津市下水道事業会計決算認定の件でございます。

収益的収入及び支出でございますが、収入額36億7,897万4,489円、支出額35億5,210万9,441円で、差引額は1億2,686万5,048円の黒字となっております。

資本的収入及び支出では、収入額14億3,134万4,985円、支出額28億4,531万6,390円で、差引額は14億1,397万1,405円の収支不足

となっておりますが、損益勘定留保資金等で補填されております。

次に、認定第4号、令和5年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額90億9,936万4,333円、歳出決算額90億2,642万7,762円で、歳入歳出差引額は7,293万6,571円となっております。

次に、認定第5号、令和5年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額14億5,960万2,741円、歳出決算額2,751万1,847円で、歳入歳出差引額は14億3,209万894円となっております。

次に、認定第6号、令和5年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額、歳出決算額共に600万340円で、歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

次に、認定第7号、令和5年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額76億3,182万3,494円、歳出決算額74億8,538万2,296円で、歳入歳出差引額は1億4,644万1,198円となっております。

次に、認定第8号、令和5年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額14億8,615万580円、歳出決算額14億1,391万605円で、歳入歳出差引額は7,223万9,975円となっております。

続きまして、議案第58号は、令和6年度摂津市一般会計補正予算（第6号）でご

ございます。

本件は、現計予算額468億3,873万5,000円に、補正額3億3,162万6,000円を追加し、補正後予算額を471億7,036万1,000円とするものでございます。

その主な内容は、歳入で普通交付税や臨時財政対策債の減額、デジタル基盤改革支援補助金、デジタル田園都市国家構想交付金や大阪府スマートシティ戦略推進補助金などを計上するほか、補正財源の調整として財政調整基金繰入金を計上いたしております。

歳出では、水道事業会計補正予算で計上しております上水道漏水箇所抽出のための業務委託料の特定財源であるデジタル田園都市国家構想交付金や大阪府スマートシティ戦略推進補助金を一般会計の歳入で受けて、同額を水道事業会計繰出金として計上するほか、障害福祉システム標準化対応業務委託料、介護保険特別会計繰出金などを計上いたしております。

債務負担行為では、障害福祉システムに関わる基幹業務標準化事業を追加し、地方債では臨時財政対策債を変更いたしております。

次に、議案第59号は、令和6年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

本件は、資本的収入におきまして、現計予算額5億4,020万円に補正額676万6,000円を追加し、補正後の予算額を5億4,696万6,000円、資本的支出におきまして、現計予算額13億2,582万3,000円に補正額902万2,000円を追加し、補正後の予算額を13億3,484万5,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、人工衛星画像のAI解析により、上水道の漏水箇所を抽出する業務委託料などを計上いたしております。

次に、議案第60号は、令和6年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

本件は、現計予算額77億7,367万8,000円に補正額1億8,596万1,000円を追加し、補正予算額を79億5,963万9,000円とするものでございます。

その主な内容は、介護保険システム標準化対応に関わる経費や、令和5年度決算に伴う精算で、歳入では一般会計繰入金や前年度繰越金などを計上いたしております。歳出では、介護保険システム標準化対応業務委託料、過年度分国庫府費等返還金や一般会計繰出金を計上いたしております。

債務負担行為では、介護保険システムに関わる基幹業務標準化事業を追加するものでございます。

続きまして、議案第61号は、副市長の選任について同意を求める件でございます。

本件は、副市長の奥村良夫氏の任期満了に伴い、新たに山本和憲氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第62号は教育委員会教育長の任命について同意を求める件でございます。

本件は、教育委員会教育長の若狭孝太郎氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでござい

ます。

次に、議案第63号は、公平委員会委員の選任について同意を求める件でございます。

本件は公平委員会委員の前川彰氏の任期満了に伴い、新たに今井一也氏を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第64号は摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、生活保護法及び児童手当法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、生活保護については、進学のほか就職にも準備給付金が支給されることとなったため、進学準備給付金とあるのを進学・就職準備給付金に改めるものでございます。

児童手当については、児童手当の支給要件のうち、所得要件が廃止されることに伴い、一定所得以上の者に支給されている特例給付金が廃止されるため、特例給付を削除するものでございます。なお、施行日は公布の日といたしております。

次に、議案第65号は摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、国民健康保険法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、令和6年12月2日以降に紙の被保険者証が廃止となることから、関連する規定の整備を行うものでございます。なお、施行日は令和6年12月2日と

いたしております。

次に、議案第66号は、摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、市民等に損害賠償金を迅速に支払うことができるようにするため、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、議会の議決を要する損害賠償の額の決定について保険金等により補填され、市が直接に負担しない金額がある場合は、その金額を除くとするものでございます。なお、施行日は公布の日といたしております。

続きまして議案第67号は、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議の件でございます。

本件は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正等に伴う大阪府後期高齢者医療広域連合規約の被保険者証等の文言を変更することに関し、関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約は、令和6年12月2日から施行することとなっております。

次に、議案第68号は、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件でございます。

本件は、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、これに伴う大阪広域水道企業団規約を変更することに関し、関係市町村と協議することについて、地方自治法第290条の規定によ

り議会の議決を求めるものでございます。なお、大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約は、令和7年4月1日から施行することとなっております。

最後に、議案第69号は、損害賠償の額を定める件でございます。

本件は、道路管理瑕疵による車両破損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事故の発生状況につきましては、令和6年7月9日火曜日午後7時30分頃、摂津市千里丘2丁目16番地先の市道千里丘28号線において、相手方車両が側溝上を走行した際に蓋材が跳ね上がり、当該車両の左側底部、左側後部スライドドア及び左側前輪ホイールを破損させたものでございます。

損害賠償の相手方につきましては、摂津市在住の者でございます。また、損害賠償の額は65万2,410円で、全額、公益社団法人全国市有物件災害共済会から補填されるものでございます。

以上、令和6年第3回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。何か質問があればお受けします。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午後2時31分 休憩)

(午後2時34分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

それでは、第3回定例会の審議日程及び

議事日程について、事務局から説明をお願いします。

仲野総括主査。

○仲野事務局総括主査 第3回定例会の審議日程等の事務局案について、お手元の資料に基づき説明いたします。

まず、令和6年第3回定例会審議日程案を御覧ください。

会期は、10月25日から11月14日までの21日間でございます。

本会議初日は、市長の所信表明、付託案件について、提案理由の説明、質疑、委員会付託並びに即決案件の審議でございます。この日の午後5時15分が議会議案の届出締切りでございます。

28日が文教上下水道及び民生常任委員会、29日が総務建設常任委員会及び委員会予備日、30日が委員会予備日でございます。また、29日の正午が一般質問の届出締切りでございます。

次に、11月7日が議会運営委員会、11日は一般質問でございます。12日の本会議では、日程1、一般質問の後、日程2、議案58号など委員会付託案件の8件を一括議題の上、委員長報告、採決となります。13日及び14日の本会議は、役員改選でございます。また、14日の議会運営委員会で第4回定例会の日程を仮決定いただきます。

以上が、審議日程案です。

続きまして、議事日程について説明申し上げます。

本会議初日は日程1が、会期の決定でございます。

日程2は、閉会中の常任委員会委員所属変更の報告でございます。

日程3は、閉会中の駅前等再開発特別委員会委員選任の報告でございます。

日程4は、市長の所信表明でございます。

日程5は、議案第61号など3件の人事案件で、先ほどの協議会での態度表明を基に議案第61号が起立採決、議案第62号及び議案第63号が一括簡易採決と備考欄に記載いたします。

なお、議案第61号及び議案第62号の採決の後、副市長及び教育長から演壇にて就任の挨拶がございます。挨拶後は議場の自席に着席していただきます。

日程6は、認定第1号など16件で、提案理由の説明、質疑を受けた後、所管の委員会に付託で、認定第1号から認定第8号までの決算審査につきましては、閉会中の継続審査でございます。

日程7は、報告第6号、報告第8号、報告第9号で報告を受けていただきます。

日程8は、報告第7号、報告第10号、報告第11号で報告、質疑を受けたのち、即決でございます。

日程9は、議案第69号で提案理由の説明、質疑を受けた後、即決でございます。

日程10は、議会議案第14号、専決処分事項の指定変更の件で即決でございます。なお、本会議場での提案説明者は、議会運営委員会委員長の村上議員に行ってください。

先ほどの協議会での態度表明を基に簡易採決と備考欄に記載いたします。

11月11日は、一般質問でございます。

11月12日は、日程1、一般質問の後、日程2、議案第58号など委員会付託案件の8件を一括議題の上、委員長報告、採決となります。

11月13日及び11月14日は、議会役員の改選でございます。

次に、議案付託表でございます。

各常任委員会と議会運営委員会及び特

別委員会で審査をお願いする案件でございます。

最後におつけしています所管別分割表につきましては、認定第1号、令和5年度一般会計歳入歳出決算、議案第58号、令和6年度一般会計補正予算（第6号）について付託された委員会で審査をお願いする内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○村上英明委員長 ただいま、事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 それでは、そのように決定します。

次に、議会手続などのオンライン化についてです。

まず、請願・陳情のLOGOフォームでの申請受付について、事務局から説明をお願いします。

仲野総括主査。

○仲野事務局総括主査 それでは、請願・陳情のLOGOフォームでの申請受付につきまして御説明いたします。

資料の請願・陳情のLOGOフォームでの申請受付を御覧ください。

なお、こちらの資料では全ての設問が見えるようになっておりますが、設問の回答次第で一部が回答不要になる仕様でございます。

例えばQ2で「個人」と選択すると、Q4の「団体の名前」及びQ5の「代表者名」の設問は回答不要になるものでございます。前回の協議の中で、Q6について電話がつながりやすい時間を書く欄を設けられないかと御意見をいただきました。

そこで、Q6後ろ、Q7として連絡がつきやすい時間を入力できる欄を追加して

おります。

以上、請願・陳情のL o G oフォームでの申請受付の説明といたします。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

御質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、質問がないようですのでL o G oフォームの申請受付については、これで運用してまいりたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、それに決定いたします。なお、運用開始は、条例制定後となりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、持ち帰り案件となっておりました議会手続などのオンライン化に関わる議会規則などの改正につきまして、御意見がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 御意見がないようですので、本会議3日目の上程に向けて進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、連絡事項について事務局から説明をお願いします。

仲野総括主査。

○仲野事務局総括主査 連絡事項が二つございます。

一つ目は、配付資料の議席配置図を御覧ください。

3名の議員の失職に伴い、議席番号8番、15番、19番が欠員となっております。

その他の議席に変更ございません。

二つ目は、写真撮影でございます。

10月25日の本会議初日に市長から所信表明を受ける際、広報課より写真撮影を行いたいとの申出があります。

議場、傍聴席より、広報課の職員が写真撮影を行いますので、よろしくお願いいたします。

以上が、連絡事項でございます。

○村上英明委員長 ただいま事務局から説明がありましたことについて、よろしくお願いをいたします。

以上で、本委員会を閉会します。

(午後2時42分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 増永和起